

松戸市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び松戸市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKS1官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、松戸市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドライン及び松戸市における入札、契約などにかかる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに松戸市の指示に従い、松戸市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、松戸市に対し一切の異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。また、私は本ガイドラインの第1公有財産売却の参加条件(1)から(10)に掲げる参加することができない者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由なく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と松戸市に認められるとき。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由なく、履行遅延をすること。
- 3 私は、松戸市の公有財産売却にかかる本ガイドライン、入札公告の各条項を熟覧のうえ、松戸市の現地説明、入札説明に傾聴し、これについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について松戸市に対し一切異議、苦情などは申しません。

松戸市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する者は、公有財産売却へ参加することができません。)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者

(参考：地方自治法施行令（抄）)

(一般競争入札の参加者資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する松戸市職員

(3) 松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱第2条に規定する排除措置を受けている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。並びに、個人にあっては、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴

力団員」という。)に該当すると認められる者。また、法人にあっては、役員等(法人の役員又はその視点若しくは営業所等を代表する者をいう。)、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者が暴力団員に該当すると認められる者

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147条)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者(代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)
- (8) K S I 官公庁オークションのIDを取得していない物(委任する場合を除く。)
- (9) 松戸市が定める本ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (10) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき松戸市が執行する一般競争入札手続きの一部です。K S I 官公庁オークションに関連する規約、ガイドラインについては、本ガイドライン及び地方自治法の規定の範囲内で、手続きにおいて参加者又はその代理人を拘束します。
- (2) 公有財産売却に参加する者は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)上の公有財産売却の詳細画面や松戸市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公募などの閲覧などにより十分に精査を行ったうえで公有財産売却に参加してください、また、売り払い物件の法令上の規制などの具体的な内容については、各自で関係機関に確認してください。
- (3) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を納入した後、参加申し込み(本申し込み)の手続きを行ってください。
- (4) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (5) 一般競争入札を行う物件については現状での引渡しとなるため、入札前に松戸市において、事前に購入希望の財産の現物を確認し、入札に参加してください。なお、松戸市において事前に購入希望の現物を確認しない場合、松戸市がインターネット上に掲載している財産の写真などの閲覧により、財産の状態を確認したものとして対応します。
- (6) 落札の辞退及び購入決定後の辞退は、落札者の辞退届の提出が必要になるとともに、以後3年間、松戸市の実施する一般競争入札に参加できません。
- (7) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方

自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなし一定期間松戸市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

- (8) 松戸市が、落札者へ落札物件を引渡す前に、落札者は落札物件を転売できません。
- (9) 松戸市は、入札者が前述第1公有財産売却の参加条件に該当するか否かについて、関係機関に照会を行う場合があります。

3 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加する者は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びKS1官公庁オークションIDに登録されているメールアドレスを松戸市にて開示されることや、これらの情報を松戸市公文書管理規定に基づき、松戸市が5年間保管すること。
 - ウ 松戸市から公有財産売却の参加者に対し、KS1官公庁オークションIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信すること。
 - エ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - オ 松戸市は、収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などをを行うことを目的として利用すること。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容など異なる場合は、落札者となっても落札物件を引渡すことができない場合があります。

第2 用途の制限について

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、当該団体の構成員及びその構成員を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

第3 公有財産売却の参加申し込みについて

入札に参加するには、公有財産売却の参加申し込みが必要となります。公有財産売却の参加申し込みとは、(1)インターネットによる参加仮申し込み、(2)入札保証金の納付手続き、(3)

公有財産売却一般競争入札参加申し込み（本申し込み）を行います。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

(1) インターネットによる参加仮申し込み方法

入札に参加するためには、K S I 官公庁オークションの売却システム上で物件ごとに参加仮申し込みの登録を行ってください。

売却システムの画面上で、参加者が個人の場合は住民票に記載されている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、法人名、代表者氏名）公有財産売却の参加情報として登録し、代理人が公有財産売却の参加仮申し込みの登録を行う場合は、代理人（法人の場合も含む。）の参加情報として登録してください。また、法人で公有財産売却の参加仮申し込み行なう場合は法人名でK S I 官公庁オークションログインIDを取得する必要があります。

(2) 入札保証金の納付について

ア 入札保証金

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、松戸市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低売却価格）の100分の10の額を定め、入札保証金の納付は売却区分ごとに必要です。なお、入札保証金に利息は付しません。

イ 入札保証金の納付方法

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より参加仮申し込み行なった後、松戸市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を申込期限までに松戸市に送付又は持参（郵送の場合は、申し込み締切日時必着）してください。松戸市に必要書類が到着後、松戸市から納付書の送付又は振込先口座を電子メールにて通知しますので、松戸市が指定する金融機関又は松戸市が指定する振込先口座に納付期限までに入札保証金を納付してください。なお、入札保証金納入に要する振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。また、納付書による納付の場合、松戸市が納付を確認できるまで6開庁日程度要することがあります。

ウ 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、松戸市が定める契約締結期限までに落札者が契約を締結しない場合や松戸市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由より到着しないために、松戸市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は返還しません。

エ 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、

その落札者にかかる入札保証金については契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（以下「依頼書」という。）に基づき、地方自治法施行令167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

オ 入札保証金の返還

公有財産売却の参加申込者のうち、落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振り込みとなります。

(3) 公有財産売却一般競争入札参加申込（本申し込み）について

ア 松戸市のホームページより、公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「参加申込書」という。）、誓約書をダウンロードして印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、松戸市社会教育課施設担当室まで郵送又は持参してください。

イ 参加申込者が個人の場合は、住民票（抄本、発行後3か月以内のもの）又は免許証の写しが必要となり、参加申込者が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）が必要となります。

ウ 参加申込者が代理人の場合は、委任状が必要となります。

エ 郵送の場合は、添付書類を同封して提出してください。（申込日必着、持参した場合は申込日の午後2時まで）

提出書類

- 1 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（松戸市ホームページに掲載）
- 2 誓約書（松戸市ホームページに掲載）
- 3 住民票（抄本・発効後3か月以内のもの）又は免許証の写し（参加申込者が個人の場合）
- 4 商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）（参加申込者が法人の場合）
- 5 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）（法人の場合は、印鑑証明証）
- 6 委任状（松戸市ホームページに掲載）（参加申込者が代理人を選任した場合のみ）

第4 入札及び落札者の決定について

本章における入札とは、売却システムを利用して入札価格を登録することをいいます。

1 公有財産売却の入札

(1) 参加者の本登録について

入札参加者の参加仮申し込み、入札保証金の納付及び公有財産売却一般競争入札参加申込（本申し込み）について、松戸市が確認し、入札参加者（以下「入札者」という。）の本

登録をします。

(2) 入札

入札は、入札期間中に本登録されたK S I 官公庁オークションのログインIDにて入札することが可能となります。入札は、1回のみ入力が可能で、一度行った入札は取消しや変更はできません。

(3) 入力をなかったもの、中止とする取扱い

松戸市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

また、天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この中止における入札者の損害については、松戸市は責任を負いません。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、松戸市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システムの入札上、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格を提示した者を落札者として決定します。ただし、最高価格が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のK S I 官公庁オークションログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（法人名）とみなします。

ア 落札者のK S I 官公庁オークションログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 松戸市から落札者への告知は、あらかじめ、K S I 官公庁オークションログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールにて送信又は電話で告知します。

ウ 当該メールに表示されている整理番号は、松戸市に連絡する際や書類を提出する際に必要となります。

エ 松戸市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、松戸市が落札者への告知が確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、松戸市は責任を負いません。

(2) 落札者の決定取り消し

本ガイドライン第1公有財産売却の参加条件(1)から(8)に掲げる要件に該当する者が落札した場合は、落札者の決定が取り消されます。この場合は、納付された入札保証金は返還しません。

(3) 落札者の辞退

落札者が、落札決定後に辞退する場合は、松戸市が落札者に送信又は郵送する辞退届を松戸市へ提出しなければなりません。この場合、参加申し込みに提出した書類については返却しません。また、納付された入札保証金も返還されず、以後3年間、松戸市の実施する一般競争入札には参加できなくなります。

第5 売却の決定

1 落札者への売却決定

松戸市は、落札後、落札者に対して売却が決定した通知を電子メール又は電話で行い、契約の流れ、売買契約書、依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）及び保管依頼書を電子メール又は郵便で送付します。

落札者は、送付書類に必要事項を記入、押印のうえ、事前に送付した売買契約書に印鑑登録証明書と同じ印鑑を2通それぞれに押印（売買契約書が数枚にわたる場合は、割印が必要）添付し、落札決定の通知を受けた日から松戸市が指定する提出期限内に送付書類を提出してください。

その後、松戸市は、落札者へ売買契約書（松戸市押印済）、納入通知書、委任状、物件受領書を郵送します。

(1) 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ア 依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書） | 1通 |
| イ 売買契約書（落札者押印済） | 2通 |
| ウ 保管依頼書 | 1通 |
| エ 印鑑登録証明書（原本） | 1通 |
| オ 身分証明書（本籍地で請求可能。発行されてから3か月以内のもの） | 1通 |

(2) 送付書類

- | | |
|-----------------------------|----|
| ア 売買契約書（松戸市押印済） | 1通 |
| イ 納入通知書 | 1通 |
| ウ 委任状 | 1通 |
| ※ 落札者が引取りに関して代理人を選任した場合のみ必要 | |
| エ 物件受領書 | 1通 |
| ※ 引取りに来る者の印鑑が必要となります。 | |

(3) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額は、消費税及び地方消費税相当額及びリサイクル料金を含みます。

(4) 売却の決定日

落札者が落札決定の通知を受けた日を売却決定日とします。

2 落札者への売却決定取消し

落札者が、納付期限までに代金を正当な理由なく納付しなかった場合、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなし、以後3年間、松戸市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。この場合、公有財産売却の物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付した入札保証金は返還されません。

3 売却決定後の辞退

落札者が、売却決定後に辞退する場合は、松戸市が落札者に送信又は郵送する辞退届を松戸市に提出しなければなりません。この場合、参加申し込みに提出した書類は返還しません。また、納付した入札保証金は返還されず、以後3年間、松戸市の実施する一般競争入札に参加できなくなります。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、松戸市と契約締結した売買契約書に記載している納付期限までに松戸市が納付を確認できるよう一括納付してください。なお、納付期限までに納付されなかった場合は、契約を解除することができます。また、事前に納付された契約保証金は返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、松戸市が指定する金融機関への納付書払い又は指定振込先口座への口座振込により納付してください。なお、振込手数料は、落札者の負担となります。

第6 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡し

松戸市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。売払代金の残金納付確認後、松戸市が指定する場所において直接引渡します。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金の納付を確認した時点で権利移転します。

2 注意事項

(1) 落札後、契約を締結し、松戸市が落札者の売払代金の残金納付を確認した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる財産の危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など松戸市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。また、所有権

移転後に落札者が売却物件の引取りを放棄した場合、契約保証金及び売払代金の残金を返還することはできません。

- (2) 売払代金の残金納付を確認した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 松戸市は売却物件の引渡しを売払代金納付時の原状有姿で行います。
- (4) 契約締結後売却物件に契約不適合箇所があることを発見しても売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (5) 落札者が、売却物件を引渡す前に転売した場合は、契約を解除することができます。

3 引渡し及び権利移転に伴う費用

売却物件の移送費、仮ナンバーの取得などの移送の手続きに必要な費用や名義変更などの権利移転に伴う費用は、すべて落札者の負担とする。

4 売却物件の引渡し

- (1) 松戸市が売払代金納付確認後、松戸市が指定する引渡場所において、落札者又は受任者へ、引渡します。
- (2) 引渡し日時は、落札者又は受任者と協議のうえ決定します。
- (3) 落札者へ売却物件を引渡す場合は、松戸市へ物件受領書の提出並びに落札者の本人確認書類の提示が必要です。また、受任者の場合は、松戸市へ物件受領書並びに委任状の提出が必要です。

第7 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

売却システムに不具合が生じたために、以下の状態となった場合には、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- (1) 公有財産売却の参加申込期間中
 - ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合
 - イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しなかった場合
 - エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中
 - ア 入札の受付が開始されない場合
 - イ 入札のできない状態が相当期間継続した場合
 - ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しなかった場合
- (3) 入札期間終了後
 - ア 一般競争入札形式において、入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することができます。公有財産売却の財産公開中であってもやむを得ない事情により、公有財産売却を中止することができます。

- (1) 特定の公有財産売却の売却区分（売却財産の出品区分）の中止に伴い入札保証金を返還します。
- (2) 入札保証金を納付した場合は、返還まで相当程度時間を要することができます。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者（以下「入札者など」という。）に以下の損害が発生した場合、松戸市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合において、松戸市は代替手段を提供せず、それに起因して損害が発生した場合
- (4) 公有財産売却への参加に起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどの不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合
- (5) 公有財産売却の入札者などの発信・受信データが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの損害が発生した場合
- (6) 公有財産売却の入札者などが、自身のK S I 官公庁オークションのログインID及びパスワードを紛失若しくは、K S I 官公庁オークションID及びパスワードが第三者に漏えいするなどして損害が発生した場合

4 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間中は除きます。

5 リンクの制限など

松戸市が売却システム上の情報を掲載しているウェップページへのリンクについては、松戸市物品一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、松戸市が公開している情報（文書、写真、図面など）について、松戸市に無断で転載・転用は一切できません。

6 システム利用における禁止事項

- 売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。
- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
 - (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
 - (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
 - (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
 - (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
 - (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1 第2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 松戸市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

松戸市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、松戸市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、松戸市が掲載したものでない情報については、松戸市インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して松戸市が行うインターネット公有財産売却においての個人情報の収集主体は松戸市になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。